

地名散歩

第43回 宿場と街道の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

中山道六十九次の最初の宿場、板橋から数えて17番目にあたるのが群馬県安中市の坂本宿である。場所は「峠の釜めし」で知られるJR信越本線の横川駅の近くといった方が通りが良いかもしれない。

明治26年(1893)にここから軽井沢の間に日本初のアプト式(歯軌条に機関車の歯車を噛み合わせて急勾配を上り下りする方式)を採用した区間として知られるが、横川が坂の下駅であるのと同様、坂本宿も坂の下にあるがゆえの地名とされる。場所が現在地と異なる可能性はあるものの、地名そのものは平安時代に遡る由緒あるものだ。

坂本・坂元・坂本などサカモト地名は全国に分布しているが、その大半が街道の峠の下に位置するようだ。たとえば埼玉県飯能市の坂元は正丸峠の下、香川県東かがわ市坂元も大坂

峠北側の麓、滋賀県大津市の坂本は比叡山への道の下という具合である。坂ノ下(坂下・坂之下)という地名も同様だ。東海道五十三次にも伊勢から近江へ越える鈴鹿峠の東に位置する坂之下宿が知られている(大字名は坂下)。

話を中山道に戻すと、坂本宿から険しい碓氷峠を越えて少し下ったところが軽井沢宿となるが、このカルイザワという地名も意外に各地に分布している。圧倒的に知名度が高いのは信州のこの軽井沢であるが、大字レベルの地名だけでも秋田県羽後町、同大館市、山形県上山市、福島県柳津町、千葉県鎌ヶ谷市、新潟県長岡市、静岡県函南町、奈良県生駒市、横浜市西区(北軽井沢・南軽井沢)など各地に分布している。地名の由来は「背負う」の古語であるカルウという動詞に関連付けたものとしては、牛馬が上れないほど急な坂道



旧中山道とその宿場。東側から坂本、軽井沢、杓掛の地名が見える。1:200,000 帝国図「長野」昭和11年修正



鉄道の分岐点(現室蘭本線・石勝線)に由来する北海道の追分。1:50,000 地形図「追分」昭和28年修正

なので荷物を背負って行くところ、と解釈するようだ。「涸れ沢」が転訛したとする説もある。

中山道ではさらに次の宿場が沓掛宿であるが、かつては信越本線(現しなの鉄道)の駅名も沓掛駅であった。ところが「軽井沢ブランド」にあやかるとためか、明治以来の駅名を昭和31年(1956)に中軽井沢と改めた。沓掛も大字レベルだけで全国に10数か所ある地名で、これは峠の難所を控えた宿場などで、履いてきた沓(草鞋)を掛けてこれから先の道中安全を祈願したことに由来するという説が有力だ。

その次の宿場の追分という地名も街道ならではの存在で、これは分岐点を意味する。ここ中山道では追分宿で北国街道が分岐することにちなむが、この他にも群馬県方面へ通じる下仁田道、同じく入山道、群馬県への大笹道などが集まる交通の要衝として発展した。しかし、明治21年(1888)の信越本線の開通とともに衰退し、その後は軽井沢に続く別荘地として発展することになった。ここに大正12年(1923)にできた駅は信濃追分と称するが、追分の地名は全国各地に存在するため、他にも追分を称する駅はいくつかある。

信濃追分より古いJR奥羽本線の追分駅(明治35年開業)は能代方面へ向かう羽州街道(国道7号)と男鹿市への船川街道が分岐する追分(秋田市金足追分・潟上市天王追分西)にちなむ駅名であり、鉄道もこの駅で奥羽本線からJR男鹿線が分岐している。鉄道の駅名は他地域の同名駅と区別するため国名を冠したケースが多いが、私鉄の「軌道線」は地域交通をまかなうことから冠称されず、滋賀県大津市内の京阪電鉄追分駅、三重県四日市市内の四日市あすなろ鉄道内部線(旧近鉄内部線)追

分駅がある。大津市内の追分は東海道と奈良街道(山科街道)の分岐点、四日市市内の追分は東海道と伊勢街道(参宮道)の分岐点である。

さて、これまで紹介した追分駅はすべて地元の追分の地名に従った駅名だが、北海道の室蘭本線・石勝線の追分駅(安平町)は駅名が最初という珍しい事例だ。開業は北海道炭礦鉄道であった明治25年(1892)で、奥羽本線追分駅よりさらに古い。ここから夕張方面への支線が同年内に開通しており、その分岐駅として設置されたことから「追分」と命名されたという。古来からの日本の地名呼称の伝統を受け継いだ命名法であった。

追分駅は重要なジャンクションであったため開業と同時に追分機関庫(後の追分機関区)が設置され、石炭輸送を担う多くの蒸気機関車がここに所属していた。このため今よりはるかに人出を必要とした当時、鉄道員とその家族が多くを占める典型的な「鉄道の町」として発展した町である。

神奈川県平塚市の追分は横浜ゴムの工場所在地であるが、元は平塚新宿などの一部にあたった。『角川日本地名大辞典』によれば「大正中期頃、市内乗合自動車の停留所として、伊勢原道と秦野道の分岐点を追分と名付けたのがはじまりとされ、以後当地域を呼ぶ通称となり、その後町名となった」とある(正式には昭和48年から)。徒歩旅行だけの時代から鉄道・バスが走り始めてからも、分岐点という意味で伝統的な用語「追分」が使われ続けたのは興味深い。戦後ももう少し頑張って伝統を守っていれば、中央道から長野道が分岐する岡谷ジャンクション(JCT)も「岡谷追分」と落ち着いた名称になっていたかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.705
2015 October



表紙写真
「黄金色の海岸を歩く二人」

第30回写真コンクール
＜自由部門＞銅賞
細川 正弘●福岡会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第39回 「人を大切にする経営」が事務所経営の発展につながります

～労務管理と労働法の基礎知識～

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構 社会保険労務士 深澤 理香

08 土地家屋調査士新人研修開催公告

近畿ブロック協議会

09 理事・監事就任の挨拶

14 会長レポート

16 第6回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告

22 愛しき我が会、我が地元 Vol.20

千葉会／島根会

25 ちょうさし俳壇

26 国民年金基金から

28 空き家フォーラム 2015

～あなたのまわりに「空き家」増えていませんか～

31 G空間EXPO2015のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる

32 会務日誌

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 土地家屋調査士賠償責任保険

36 ADR認定 土地家屋調査士になろう！

39 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第39回 「人を大切にする経営」が事務所経営の発展につながります ～労務管理と労働法の基礎知識～

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構 社会保険労務士 深澤 理香

はじめに

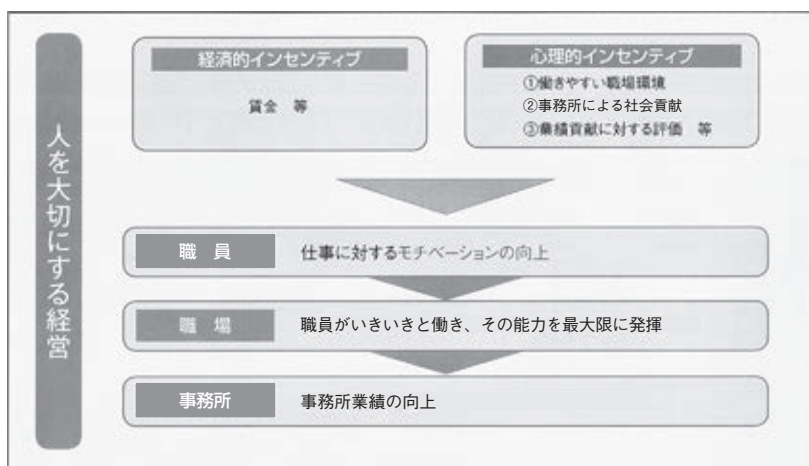
日本土地家屋調査士会連合会のHPを拝見いたしますと、トップページに「土地家屋調査士」のお仕事を紹介するアニメーションがありました。そこには、「安心して暮らせる境界」に関しては、自分だけがわかるのではなく、目印である境界標などを設けることで世代が変わってもわかるようにしておくことが重要です。」とありました。私たち社会保険労務士(以下「社労士」)も業務の内容は異なりますが、まさにキーワードは同じで「安心して働く職場」、「さまざまな世代の職員の間で円滑なコミュニケーションができる職場」作りのための労務管理を業として行っております。今回は、土地家屋調査士の先生方の事務所経営における3要素「ヒト・モノ・カネ」の「ヒト」について、いわゆる「労務管理」の重要性を考えていきたいと思います。

「人を大切にする経営」が事務所を発展させる

(1)「職員がいきいき働く」意義とは？

事務所の円滑な運営と業績向上のために、「職員がいきいきと働き、その能力が発揮されるようにする」には、実際にどのような対応が必要なのでしょう。「ヒト・モノ・カネ」の「ヒト」が「モノ・カネ」と決定的に違うのは、個々の職員の心理(モチベーション)が仕事の成果に大きく影響することです。職員は、労働力を提供しその対価として賃金を得て生活するわけですが、その能力を最大限に引き出す要素は、賃金といった経済的なインセンティブばかりでなく、働きやすい職場環境や事務所がどのように社会に貢献しようとしているか、あるいは自分の仕事が事務所業績に貢献し、その成果を正に評価されているか、というような心理的なインセンティブも大きいと考えられます。職員一人一人が「事務所は自分を大切にしてくれている」ことを実感できると、各々に帰属意識が芽生え、良い仕事を行う職員に育っていくと思われれます。

事務所業績の向上とモチベーション



(2) 人を大切にする経営を実践するために

私たち社労士は、中小企業の労務管理を通して、働く人のモチベーション向上を実現し、その結果、企業全体の業績を向上させる「人を大切にする経営」のお手伝いをしています。

土地家屋調査士の先生方の事務所においても「人を大切にする経営」を実践していただくために、ここで事務所の業績向上を実現するために大切な心理的インセンティブの形成について、主なポイントをお伝えします。

将来「所長の右腕」になる人を雇いたい

優秀な人材の確保・定着は、明確な「経営理念」から。理念(事務所運営におけるビジョン)を共有して一緒に働いてもらえる職員は、先生方の事務所にとって一番の「宝」です。

(1) 明確な「経営理念」が優秀な人材の確保・定着に繋がる

「どのような事務所にしたいか」、「事業を通じてどのように社会に貢献するのか」というような経営者(所長)の事務所への思いなどを簡潔にまとめたものを「経営理念(事務所運営におけるビジョン)」といいます。この「経営理念」を日常業務に反映することは、所長の思い、事務所の方針を職員に浸透させる、つまり、事務所運営における経営の視

点を持った人材を育成することに繋がるのです。

優秀な人材の定義は、事務所によってさまざまですが、将来「所長の右腕」となる人材を確保・定着させるためにも、「経営理念」を伝えることから始めてみてはいかがでしょうか。

(2) 優秀な人材を確保するためには？

①採用面接 ～採用面接はお見合いの場、最低限の見極めポイント～

数回の面接のみで、採用する側と採用される側がお互いを理解しあうことは困難です。採用時にも「経営理念」の説明を行い、理解を求めることが、理念を共有して一緒に働いていける人物かどうかの確認に大きな効果があります。採用後に、お互い「こんなはずじゃなかった!」と思わないためにも、下表に『採用面接の際のポイント』を5つ紹介します。

②職員の年代別「事務所や生活に求めるもの」

縁あって採用した職員が成長し、その後長く勤務するためには、経営者であり管理者である所長はどのようなことを心がけるとよいのでしょうか。職員の年代によって、求めるものや目標等が異なってきます。事務所運営における「労務管理」上、ヒントやきっかけになるかもしれない事例を紹介します。

「心理的インセンティブ」形成のポイント

- ① 所長が明確な経営のビジョンを職員に語り、職員が共感する!
- ② 職場のルールを明確にし、安心して働ける職場に!
- ③ 労働法や労働保険・社会保険の加入等法令を守る!
- ④ 人事評価、賃金などの人事制度を分かりやすく示す!
- ⑤ コミュニケーションを重視し、職場トラブルを起こさない!
- ⑥ 女性や高齢者がいきいきと働くことのできる職場に!

採用面接の際のポイント

- | | |
|------------------------|---|
| ① 当事務所を希望した理由 | ▶ 事務所研究をしてきたかどうかで「真剣さ」を測ります。 |
| ② 健康状態 | ▶ 健康管理の意識から、自己管理能力をみます。 |
| ③ 前職を退職した理由 | ▶ これから長く勤めることができるか、これからの業務への取り組み姿勢の参考に。 |
| ④ 自分が絶対に他人に負けたいと思うことは? | ▶ 何かをやり遂げる人間かどうかをみます。 |
| ⑤ この仕事をするために求められる能力は? | ▶ 仕事に対する前向き度がわかります。 |

事務所や生活に求めるもの(年代別)

新卒～20歳代 ＜個人の能力アップ＞	30歳～40歳代前半 ＜将来像を固める＞	ベテラン職員 ＜若手の育成、老後の安定＞
・研修の機会を多く設定する(OJT/Off-JT) ・同僚や先輩とざっばらんに交流できる場を設定する ・事務所や部署の目標を明確に伝達する(同じ目標に向かいたい) ・大企業では経験できない責任の多い仕事を任せる	・透明性の高い人事評価制度 ・管理職に必要なスキルの明示 ・将来のイメージを持てるような業務内容(責任・達成感) ・作業者と管理者の役割を体現 ・妊娠出産育児に関わる職員のサポート ・WLBの実践(職場風土形成)	・若手の育成(所長や管理職は好き嫌いで仕事を押しつけない) ・管理職の役割を再確認する ・セカンドライフに向けて、雇用継続や年金について学ぶ場を提供する ・WLB(子育てや介護家族に対する支援)を実践する
		

職員の「もしも」に備える(職員をひとりでも雇ったら労働保険に加入を)

労働基準法などの労働法を遵守すること、労働保険・社会保険の加入は「働きやすい職場環境」作りの第一歩。法の遵守は、経営リスクの軽減とともに、先生方の事務所で働く職員のモチベーション向上の基礎となります。

(1) 職員の「もしも」のときとは？

長い人生において、常に心身ともに健康で元気に働くことは理想ですが、なかなかそうはいきません。仕事中に事故に遭う、通勤途上でケガをした、病気で働けない…など、さまざまな「もしも」があります。また、女性は出産で休むこともありますし、男女問わず育児や介護のために休みが必要な職員も出てくるでしょう。事故や病気で職員が働けなくなったとき、職員だけでなくその家族の生活も心配です。事務所経営者としては、このような職員の「もしも」に備えて、労働保険・社会保険に加入することになります。

(2) 労働保険(労災保険と雇用保険)と社会保険(主に年金と健康保険)の加入義務

労災保険と雇用保険は職員をひとりでも雇ったら加入、厚生年金と健康保険は法人事務所または常時使用される職員が5人以上の個人事務所は加入しなければいけません。

※雇用保険の加入義務は、①職員を31日以上雇

用見込み、②一週間の労働時間が20時間以上、の場合に生じます。

労働保険や社会保険の加入義務や保険料算定についての詳細は、お近くの年金事務所やハローワーク、または社会保険労務士にご相談ください。

安心して働ける職場の「労働契約」と「職場のルール(就業規則)」

～お互いに納得した労働契約を結び、明確な職場のルールを作成して、安心して働ける職場にしましょう！～

労働契約の明示と明確な職場ルール作成は、職員のためだけでなく、事務所を守ることにも繋がります。

(1) 労働契約とは

事務所で職員を採用する際に、職員は事務所で働き、事務所は職員に賃金を支払うという「労働契約」を結びます。労働契約は、事務所と職員が賃金や労働時間などの労働条件にお互いに納得した上で結ぶのが前提となっています。

(2) 労働条件通知書(労働契約書)とは

事務所が職員を採用する場合には、正職員だけでなくパートタイマーやアルバイトを含めて、賃金や労働時間などの労働条件を伝えることが義務づけられています。この伝える文書のことを「労働条件通知書」といいます。働く前に言われていた労働条件と実際に働いてみた労働条件が違って

いる…などの無用なトラブルを防ぐためにも、「労働条件通知書」を文書で渡すことが大事です。

労働条件通知書(イメージ)

期 年 月 日	
事業場名称、所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日)
始業・終業 の時刻、休 憩時間	1 始業・終業の時刻 始業(時 分) 終業(時 分) 2 休憩時間(分)
休日	・定休日：毎週(曜日)、国民の祝日、 その他()
休暇	1 年次有給休暇 6か月連続勤務した場合→(日) 2 その他の休暇 有給() 無給()
賃金	1 基本賃金 イ 月給 (円) ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円) ニ その他(円) 2 諸手当の額 イ 手当 (円) ロ 手当 (円) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支 払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定 超() % ロ 休日 法定 超() % ハ 深夜() %
退職に關する事項	1 定年制(有() 無()) 2 解雇の事由及び手続()

※労働条件通知書(イメージ)は主な項目を抜粋したもので、実際の通知書には就業の場所や従事すべき業務の内容などが記載されています。

(3) 就業規則の作成が事務所を守り、優秀な人材の確保・定着に繋がる

職員の賃金や労働時間などの労働条件や職場の規律等について、職員の意見を聴いた上で事務所が作成する職場のルールブックを「就業規則」といいます。就業規則を作成すると、「ルールに縛られて自由な経営ができない」といった誤解がありますが、就業規則には次のような効果があるのです。

＜事務所にとっては＞

- ・所長の想い「経営理念」を伝えるもの
- ・いざというとき事務所を守ってくれることも
- ・職場トラブルの未然防止に大きな効果

＜職員にとっては＞

- ・職場環境の整備
- ・高いモチベーションを保つ要素に
- ・安心して働くことができる要素に

(4) 就業規則の基本

常時10人未満の職員を使用する場合には、就業規則の作成・届出義務はありませんが、無用なトラブルを防止し、「職員が安心して働ける職場作り」を実現するためにも、ぜひ作成しておきましょう。

就業規則の作成と届出

【労働基準法では】

常時10人以上の労働者(職員)を使用する所長には、就業規則の作成義務があり、所轄の労働基準監督署長に届け出なければいけません。

【作成義務に違反すると】
30万円以下の罰金

就業規則の役割

賃金や労働時間などの労働条件や服務規律などの理解が
くい違うことによる所長と職員間の職場トラブルの防止。

就業規則を作成することは、トラブルを未然に防ぎ「事務所を守る」とともに、賃金や労働時間などの明確なルールを設けることで、「職員が安心して働ける職場づくり」にも繋がります。

就業規則の周知

【労働基準法では】

作成した就業規則は、すべての労働者(職員)に対して周知しなければいけません。

【周知義務に違反すると】
30万円以下の罰金



書面で配布

作業場での掲示

パソコン等機器で確認

(5) 就業規則作成のポイント

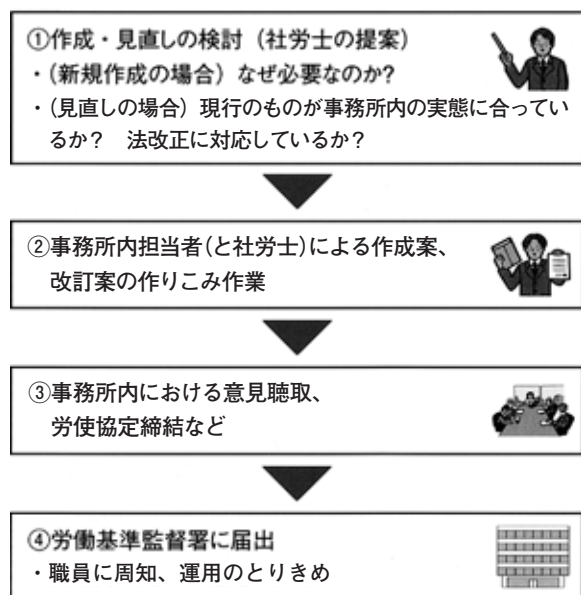
市販のモデル就業規則に事務所名を入れたり、法改正に対応していなかったり、就業規則の規定と実際の労働条件が違う場合には、就業規則の役割を果たせず、トラブルの原因になってしまうこともあります。

就業規則の役割を果たす「機能する就業規則」

「機能する就業規則」にするためには…

- ①職場の実態に即した規定づくり
- ②規定に関係した法改正が行われた際の就業規則の見直し

○就業規則作成・見直しの流れ(例)



がんばりたいと思える仕組み作り

～人事評価、賃金等の人事制度を分かりやすく示すことが大事です!～

安易な人事評価による昇進昇格、賃金は、不公平

感を招き、結果的に職員全体のモチベーション低下に繋がります。法令遵守はもちろんのことですが、職員にとって分かりやすい人事制度を作り、事務所全体でモチベーションの向上に繋げたいものです。

(1) 人事評価

人事評価は何より公平性が求められます。「好き・嫌い」で評価してはいけないということは当然ですが、評価結果が賃金や昇進昇格にきちんと反映されることが大事です。そのことで、職員のやる気を高め、今後身に付けるべき知識・スキル・経験・指導力等を示す人事育成の基礎的な人事データとなります。

(2) 賃金制度

賃金の決め方には、次の三原則が考慮されていることが納得性の観点から重要です。

(3) 知らないうちに「ブラック企業(事務所)」とならないために

事務所の持続的な成長には、職員が安心して存分に力を発揮できるような職場環境の実現が欠かせません。

近年、「ブラック企業」という言葉がマスコミ等でも取り上げられ、問題になっています。ブラック企業とは、一般的には労働者を長時間働かせる企業やパワーハラスメントで労働者を精神的に追い込む企業に対して使われる言葉です。所長や管理者にその認識はなくても、職員が感じているかもしれません。人を雇う場合には、知らず知らずのうちに「ブラック企業(事務所)」とならないように、適正な労務管理が必要です。

<簡易チェック こんなことが行われていたら「ブラック企業」(例)>

- ☐入社前に聞いていた労働条件と入社後の労働条件が異なる。
- ☐法定労働時間をはるかに超える長時間労働が続いている。
- ☐有給休暇を使わせない。
- ☐些細なことで退職強要が行われる。
- ☐実際の残業時間に対応した残業代を支払っていない。
- ☐上司によるパワーハラスメントが横行している。

支えます！職場の安心 企業(事務所)の未来

私たち社労士は、人事・労務管理を専門にしております。労働社会保険の手続きをはじめ、「就業規則の作成・見直し」、「賃金・評価制度の設計・運用」、「優秀な人材の確保と育成」、「職場トラブルの未然防止・円満解決」、「助成金の手続き」など、先生方の事務所におかれまして、「ヒト」に関わるお困りご

とがありましたら、ぜひ社労士にご相談ください。昨今、不安が多い年金の相談や手続きも私たちの仕事です。社労士に相談されたい場合には、全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問合せください。詳細は、全国社会保険労務士会連合会のホームページに掲載しております。

(<http://www.shakaihokenroumushi.jp/footer/list/>)

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成27年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時	平成28年1月23日(土)午前10時	開始
	平成28年1月24日(日)午後5時	終了
開催場所	大阪市住之江区南港北1-7-50 「ホテルコスモスクエア国際交流センター」 電話 06-6614-8711	
申込先	所属する土地家屋調査士会事務局	
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。	

理事・監事就任の挨拶

総務部次長

すずき たいすけ
鈴木 泰介

大きな社会変革を迎えている現在、土地家屋調査士が真の境界の専門家として社会に認められるためには、制度を広報することや、研修制度を拡充し会員の能力向上を図ることはもちろんのこと、境界紛争の予防と解決について国民の要望に応えることができる信頼性の高い仕組みを早急に構築することが重要です。2期目の理事として、引き続き、土地家屋調査士制度の健全な発展に寄与してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。



業務部次長

さとう たもつ
佐藤 保

東北ブロック岩手会所属の佐藤保です。前期に引き続き業務部担当となりました。よろしくお願いいたします。

業務部の喫緊の課題は懸案の「93条調査報告書の様式改定」です。全国の会員の皆様の日常業務に直接大きく関わるものでありますので、大変な責任を感じつつ、慎重かつ大胆に取り組んで参ります。その他にも業務部の抱える課題は多くありますが、戸倉部長を三田次長とともに支え、またエンジンとなり課題を着実にクリアしていくよう取り組んでいきたいと思っております。



業務部次長

みた てつや
三田 哲矢

この度、四国ブロックの協議会から推薦を頂き、二期目の理事として今期は業務部次長を拝命しました。今期の業務部の事業計画を見ますと大きな課題を抱えていますが、喫緊の課題として「不動産登記規則第93条調査報告書」の改定が控え、現在、最終段階を迎えつつあります。その山を越えたとしても筆界特定制度に関する事項や土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂等、会員の皆様の日常業務に直接関わってくる大きな山が数多く控えています。一つでも多くの課題を乗り越えられるよう、一生懸命頑張りたいと思いますので、会員の皆様のご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



研修部次長

どい まさてる
土井 將照

東北ブロック福島会所属の土井將照です。今期で2期目の連合会理事就任となりました。

前期は研修部理事として、初めて連合会の会務に携わらせていただきました。今期も引き続き研修部に配属となり、研修部次長を拝命いたしましたので、前期の経験を踏まえ、より一層の努力で会務に臨みたいと思います。前期同様、先に進むためには持ちうる限りの労力は惜しまない！という決意で頑張りますので、今期2年間もどうぞよろしくお願いいたします。



広報部次長

うえすぎ かずこ
上杉 和子



再度、理事に就任いたしました三重会所属の上杉和子と申します。広報部に携わるのは、前々期広報員から数え3期目となります。

制度広報、内部広報、人材育成事業等を効果的・効率的に行うためには、これまで以上に連合会と全国50の土地家屋調査士会との連携・協調が不可欠と考えます。情報の共有はもちろんのこと、双方が相手の立場を慮り、調和を見出し、絆を紡ぐことが肝要です。広報部次長・会報編集長は、微力な私には重責ではありますが、理事として恥ずかしくない気力と努力をもって誠実に務める覚悟です。皆様のご助言、ご協力をお願いいたします。



社会事業部次長

あしざわ たけし
芦澤 武



関東ブロック協議会の推薦を頂き、2期目の連合会理事を務めさせていただきました山梨会所属の芦澤です。今期は、社会事業部に配属になりました。

社会事業部では、14条地図作成事業等の土地家屋調査士と法務省の考えを集約し、要綱の見直し、報酬体制の見直しなど検討することは沢山あると思いますので、全国の土地家屋調査士のためになる会務を行っていきたいと思います。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



研究所次長

やま や まさゆき
山谷 正幸



前期に引き続き、北海道ブロックから理事として就任いたしました旭川会の山谷です。研究所において2年間務めさせていただきました。本年から2年間引き続き研究所に身を置き、地域の慣習である筆界の創設について、全国における埋もれた歴史に光を当てる必要があります。また、境界紛争をなくする手立てについても研究員の皆様方とともに充実した内容を考えておりますので、よろしくお願い致します。



総務部理事

こじま しんすけ
小嶋 真介



この度、総務部担当理事に就任することになりました小嶋真介です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

私は、愛知会副会長として会務運営に携わり、日ごろから連合会役員の皆さんが会員への連絡、指導に鋭意努力しておられるところを見ておりまして、心強く、また喜ばしく感じているところでありますが、この機会に少しでも希望を述べたいと思います。単位会はそれぞれの予算に応じた事業計画を推進しておりますが、常に連合会と表裏一体となって、調和の下、事業を立案し推進する立場だと思います。したがって、連合会が突然、新たな事業を推進するということは慎重に判断しなければならないと思います。私は連合会と単位会とのパイプ役として、常に連合会事業の動向を正しく認識し、広い視野を持って、単位会の実情に即した事業、会員指導、連絡が行えるよう勤めたいと思います。

財務部理事

かねせき けい こ
金関 圭子

この度、財務担当理事を拝命いたしました。数年来単位会の役と兼務して連合会の委員を担当させていただきましたが、ここで初めて本職専任となりました。諸先輩方にご指導を頂きながら、組織の要を担う財務担当理事としてすべきことを全うし、できることを追及し、創造し、急速に変わりゆく社会情勢に対応できる組織の一翼を担ってまいりたいと思います。この専門家集団が未来に大きく飛躍しますように。



業務部理事

やなぎさわ ひさゆき
柳澤 尚幸

群馬会所属 柳澤です。土地家屋調査士を取り巻く環境が激変する中、業務部理事を拝命することになりました。今私の中で、業務部が取り組んでいる問題の大きさと自分自身の能力のなさが格差問題となっておりますが、ここは前向きに行くっきゃない！ってことで自分の尻を叩いて頑張っています。会員の皆様のお役に立てるよう取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



業務部理事

さいとう おさむ
齋藤 修

この度、関東ブロック協議会からの推薦を受け、連合会総会において理事に選任いただきました、茨城会所属の齋藤修と申します。理事に就任するに当たり、「一般市民に信頼され、愛される資格業、土地家屋調査士」として全国の会員が堂々と業務を遂行できる土壌を保ち、また時代の流れに合わせ整備をしていくため、連合会会務に強く邁進したいと考えております。年齢と経験はまだまだではありますが、逆にその部分を強みとし、フットワークと、連合会内での当たり前を当たり前と捉えない、まっさら感覚で新風を吹き込めれば幸いです。皆様、何卒よろしくお願い申し上げます。



研修部理事

ふじもと むつむ
藤本 睦

この度、中国ブロック協議会の推薦を頂き、研修部理事を拝命いたしました、広島会の藤本です。

土地家屋調査士資格を取得してから、30数年が経ちましたが、環境や社会の変化により、身の回りの状況もかなり変わり、またこうして日調連の役員に就くとは…驚くばかりです。しかし、こうなった以上は、微力ながら限られた期間を一生懸命頑張ってみたいと思っておりますので皆様よろしくお願いいたします。



研修部理事

やまざき ゆうじ
山崎 勇二

この度、中部ブロック協議会から推薦いただき、日調連理事に就任しました山崎勇二と申します。所属会は福井会です。前期まで4年間、日調連研究所の研究員としてお世話になっておりました。

さて、研修部に配属されADR特別研修の受講促進や運営について協議することが多いですが、私自身、手探り状態であった第1回目の特別研修を受講し、認定調査士となることが出来ました。受講してみて、知識の確認・スキルアップに繋がったことは事実であります。まだ受講されていない全国会員の皆様、費用と時間はかかりますが、日常業務の場面で役に立ちますので、是非、第11回目の特別研修にチャレンジしてみてください。



広報部理事

やまぐち けんいち
山口 賢一

九州ブロック協議会から推薦を頂き、連合会総会において理事に就任いたしました長崎会所属の山口賢一です。広報部を担当し一か月余り経ちますが、『広報部から発信する情報を各土地家屋調査士会、会員の皆様、そして国民の方々は、どう受け止められておられるのだろうか?』、自問自答と同時に、組織における広報の重要性を感じています。

過去・現在・未来を見つめながら、土地家屋調査士制度発展の一助となるべく、海野担当副会長、古橋部長、上杉次長の下、二年間努めさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。



社会事業部理事

きよの まつお
清野 松男

この度、関東ブロック協議会から推薦を頂き、連合会理事として今般社会事業部理事を拝命いたしました。

連合会ではどのような議論ができるのか、大変楽しみにしています。それぞれが主張をし、お互いにぶつかる場を設けて討論を行い、平和的に前進していくという姿勢が共生文明の長い歴史と文化を持つ日本としての本来あるべき民主主義の姿勢と私は考えています。

また、国家資格者団体においては、それを導く人達が自信を持つこと。そうしなければ会員は自信を持てません。多数意見に惑わされず吟味し、正しい方向性をよく考えることが必要でしょう。2年間努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。



社会事業部理事

とくなが てつ
徳永 哲

この度、社会事業部の担当を拝命しました。地図整備事業、空家等対策特別措置法に関する事業、各自治体との災害協定事業、そして裁判外紛争解決に関する事業など、必ずしも直接個人の業務に繋がるとは限らない事業の推進、検討等が求められていると思っております。国民の利益のために働き、さらに国民から必要とされる士業団体となることを目標として、忘己利他の精神を忘れずに邁進する所存です。よろしくお願いいたします。



研究所理事

ふじ い かずあき
藤井 十章



今期から理事に就任し、身が引き締まる思いです。

これまでの研究員としてなどの経験を十二分に活かし、30代から40代への年境を充実した会務の執行に尽力したい。また、土地家屋調査士に限らず、外部との交流に積極的に行っていきます。

研究所の研究は、一般業務とのギャップがありますが、積極的な情報発信を心がけ運営に努めたいと考えています。

会員の皆様からのご意見・応援、よろしくお願い申し上げます。

理事

はやし つぐお
林 亜夫



学識経験者として理事に就任いたしました。前職は明海大学不動産学部の教授で、不動産に係る研究と教育に従事しておりました。特に不動産市場や都市経営・土地利用といった領域の数量分析、統計分析を中心に研究、教育を行ってきました。そしてここ数年は大学を含む高等教育機関における不動産学教育に興味をもち、その目的と原理、範囲、方法について諸外国の例を含めて研究しているところです。そしてこの間、連合会や各土地家屋調査士会の皆様方から教育へのご協力、更には研究への様々なご支援を頂いてきました。この誌面を借りて御礼申し上げると同時に、そのご恩返しというわけではありませんが、どのような面で連合会、そして全国の土地家屋調査士の皆様方に貢献ができるか検討、努力したい所存でありますので、皆様方のご指導ご鞭撻を切にお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

監事

みやした てるや
宮下 照也



この度、関東ブロック協議会の推薦を受け、第72回定時総会において監事に選任されました長野会所属の宮下です。

監事とは問われれば、「総会で決議された事業計画に基づき、的確に事業が進められているか、また、それに伴い予算執行が適切に行われているか見張るのが立場である」とは重々承知なのですが、理事会及び常任理事会に各1回出席させていただき、発言ができたと思うことがしばしばあるのが実情です。(発言は未だしたことはございませんが)

任期の2年間、貴重な会員からの浄財(会費)をいかに有効利用して業務を遂行してゆくかに目を光らせ、また、我々の業界が発展するために一緒に考えてゆく所存ですので、よろしくお願いいたします。

主旨とは異なりますが、私の事務所のある信州松本市は、「土地家屋調査士制度発祥の地」であり、45周年事業で建立された記念碑が設置されている地であります。単位会や支部旅行などの計画がありましたら、ぜひこの地を訪れていただき、利益優先となりがちなの資格について、「土地家屋調査士とは？」ともう一度考えていただく機会にさせていただければと思います。なお、制度制定までの苦労話は藤原政弥著『日本を測る人びと』を一読願えばより一層理解できます。

監事 すぎもと 杉本 てつや 哲也



この度、日本土地家屋調査士会連合会監事を土地家屋調査士会近畿ブロック協議会の推薦により就任させていただくことになりました和歌山会所属の杉本哲也です。よろしくお願いします。私の経験とし、連合会定時総会、全国会長会議、全国ブロック協議会長会同等に参加させていただき何かが違うと感じたことがありました。全てではないのですが、問題点に対する各会の考え方の違い、又は温度差が余りにも大きいことでした。監事としてこれから、この経験を生かすことが出来るように頑張りたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。

監事 ばば 馬場 こうじ 幸二



鹿児島会の馬場と申します。皆さまよろしくお願いいたします。現在私は、なかなか進まない「地籍制度」に対して、国民や国がどう思っているのかと考えております。最低限のインフラである地籍を、現在の地籍調査事業や積算根拠のはっきりしない地図作成作業などで行っていても後何十年かかることでしょう。筆界の有する公共性を考えても、実効性が少ない古い相隣関係民法などの法律では対応が、限界ではないかと思えます。大きく舵をきって「地籍制度」進め、土地や建物の姿・かたちを明確にしないと、農業、林業や海を守り、街づくり進め、災害から保護することはできないのではないのでしょうか。

会長レポート

R E P O R T

8月16日
～9月15日

8月
19日

第7回正副会長会議

各副会長と総務部長出席の下、正副会長会議を開催。懸案事項の対応と午後からの常任理事会に付議する制度対策本部員、復興支援対策本部員、各種委員会委員の選任に関しても確認する。

日本司法書士会連合会との懇談会

日本司法書士会連合会も役員が一新したこともあり、私たち日調連との懇談会を企画していたところ、実現となった。各副会長、金子総務部長とともに出席し、組織的な意見交換と情報交換を軸に懇談を行った。

19日、20日

第3回常任理事会

新メンバーで構成された、最初の常任理事会を招集。各部には、前期からの懸案事項の整理と平成27年度事業計画に則した活動を指示したところである。また、全国ブロック協議会長会同と全国会長会議の運営についても確認。

20日

新人研修に係る会長挨拶DVDの収録

連合会会長室にて新人研修用の会長挨拶のビデオ撮影を行う。海野担当副会長と野城研修部長も同席。全国の未だ見ぬ新人土地家屋調査士向けに、日調連会長として期待を込めたメッセージとさせ

ていただいた。

26日

塩崎厚生労働大臣(議連幹事長)と自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会に係る事前打合せ

全国土地家屋調査士政治連盟の横山会長、椎名幹事長、岡田日調連副会長とともに、私たち土地家屋調査士制度を推進いただいている自由民主党議員連盟幹事長の塩崎恭久議員を訪問し、議員連盟総会の開催と私たちの「予算・政策要望(案)」の段取り等を打合せ。塩崎議員は、現職の厚生労働大臣であることから大臣室への訪問となり、少し緊張する。

9月

1日

野田聖子衆議院議員「さらなる飛躍を期待する会」

横山全国土地家屋調査士政治連盟会長とともに出席。現役土地家屋調査士の豊田俊郎参議院議員も出席されており、ご挨拶させていただいた。野田聖子衆議院議員ご本人をはじめ、多くの政治家の方々の言葉の節々には日調連の全ての役員にも通じるところが多いことを実感。

2日

清水湛先生・房村精一先生との懇談会

岡田副会長、加賀谷副会長、菅原副会長同席の下、元法務省民事局長の清水湛先生、同じく元法務省民事局長・房村精一先生との懇談会が実現。両先生には日調連の顧問をお願いしているところでもあり、将来を見据えた最重要課題についてご示唆、ご教示を頂けるようお願いさせていただいた。

5日

大星正嗣氏旭日小綬章受章お祝いの集い

ホテル金沢にて開催された、大星正嗣前日調連副会長の旭日小綬章受章祝賀会に出席。

私自身、大星先生の後を受けて日調連の役員に就任した経緯もあり、日調連会長として祝辞を申し上げられたことに感激を覚えた。北海道から沖縄まで、多くの会員の方々の出席があり、改めて大星先生のご功績とお人柄に敬意を表するものである。

6日

高橋利春氏の黄綬褒章受章を祝う会

長岡市で開催された、新潟会・高橋利春先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。

土地家屋調査士会員以外のご友人、関係者の出席も多く、またアトラクション等も賑やかで盛大な祝賀会であった。

7日

盛山正仁衆議院議員「政治研究経済セミナー」

岡田副会長とともに都内で開催された、自由民主党法務部会長である盛山正仁衆議院議員の第12回政治経済研究セミナーに出席。全国土地家屋調査士政治連盟からも椎名幹事長が参加。

盛山議員には、本年6月に公表された、政府の「骨太の方針2015」につき、登記所備付地図作成に関してご理解をいただいたところである。また、ゲスト講演者として上川法務大臣が登壇され、法務省の平成28年度予算概算要求につき、出席者の皆さんに登記所備付地図作成や登記事務の重要性を説明され、私たちには大変有意義なセミナーであった。

取材対応(東京法経学院)

岡田副会長同席の下、土地家屋調査士試験の予備校を展開している、東京法経学院の立石社長と受験誌掲載用として土地家屋調査士の将来像などについて対談した。同学院は、全国的に土地家屋調査士試験受験者に対して、土地家屋調査士制度の啓発をはじめ、様々な企画でご協力をいただっており、感謝とお礼を申し上げた。

10日

第8回正副会長会議

午後から開催の第3回理事会に向けて懸案事項への対応報告を受けた後、課題対応等を指示する。

10日、11日

第3回理事会

各副会長、常任理事、理事、監事出席の下、第3回理事会を招集。各部とも具体的な活動ができており、協議案件についても、各理事からの意見、提言、質問が様々な視点からのもので多岐に亘っており、理事会のバランスとしても良好と感じる。

13日

横山慶子氏黄綬褒章受章記念祝賀会

帝国ホテル大阪にて開催された、横山慶子氏黄綬褒章受章祝賀会に出席。

横山先生らしい華やかな祝賀会であった。大阪会女性測量部の皆さんの歌や中林前副会長の三線演奏と歌の披露など、大阪会会員の皆様による手作り感と温かな感じがとても印象的であった。

第6回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告

全国一斉不動産表示登記無料相談会は、平成22年度に土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年の記念事業を契機として、各土地家屋調査士会主催により開催されました。平成23年度に「土地家屋調査士の日」が制定されたことを受け、平成25年度からは「土地家屋調査士の日」の7月31日を中心に実施されております。

「土地家屋調査士の日」制定の趣旨は、土地家屋調査士制度が誕生した土地家屋調査士法制定公布(昭和25年)の日である7月31日を記念日とすることにより、土地家屋調査士会員の各々がその社会的使命を再認識するとともに、市民の皆様への制度の役割をPRする機会とするためのものです。

日本土地家屋調査士会連合会では同相談会を毎年継続して全国一斉に開催することにより、市民に対する社会貢献はもとより、筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携及び登記所備付地図整備の促進等、不動産登記制度の有用性について、広く周知を図ることができると考えております。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

関東ブロック協議会

7月31日(金)、「土地家屋調査士の日」全国一斉無料相談会が全国各地で開催されました。関東ブロック協議会の中から、埼玉土地家屋調査士会、千葉県土地家屋調査士会の取組みを取材してまいりました。

埼玉土地家屋調査士会は、佐藤忠治会長を始め会員数850名の会です。第6回『全国一斉不動産表示登記無料相談会』として、JR浦和駅徒歩5分ほどのところにあります埼玉会館2階ラウンジにおいて開催されました。事前に、テレビ埼玉で5分ほどのPRコマーシャルを行ったとのことでした。昨年は、

17、8件ほどの相談実績があり、当日午前中で6件の相談があったとのことでした。会場内は相談者を配慮した仕切りがあり、5ブース用意されていました。あるブースでは、ご婦人が未登記建物の相談をされているところでした。また、11月7日(土)には他士業とのよろず相談会も予定しているとのことでした。

続いて、千葉県土地家屋調査士会です。千葉会は、笠原孝会長始め会員数609名の会です。JR千葉みなと駅を降りてすぐにあります千葉県土地家屋調査士会館で『土地家屋調査士の日、無料相談会』が開催されておりました。千葉会ではPRとして、千葉日報社新聞

のテレビ欄の下に開催広告を掲載し、『きょう7/31は土地家屋調査士の日です』と大きく宣伝していました。会館では、午前10時から午後5時までの予約枠はすでに満杯とのことでした。例年の相談内容は、やはり土地の境界がらみの案件が多く、その中から境界問題相談センターで扱える案件はセンターでの解決を紹介しているとのことでした。センター相談は有料ですが、真に解決を望む方が多く利用されているとのことでした。千葉会のセンターはさまざまな取組みを行っており、研修にも大変力を注いでいるセンターです。

広報員 羽鳥光明(東京会)



埼玉会



千葉県土地家屋調査士会館

近畿ブロック協議会

日本土地家屋調査士会連合会の推進する「全国一斉不動産表示登記無料相談会」(以下「無料相談会」という。)を、近畿ブロック協議会(以下「近ブロ」という。)を構成する土地家屋調査士会(以下「調査士

会」という。)では、その要請の趣旨を踏まえて下記のとおり実施しましたので、以下、その結果をご報告します。

開催日・開催場所

近プロの各調査士会では以下の会場において「無料相談会」を実施しました。

大 阪 会：7月31日

大阪土地家屋調査士会館

京 都 会：8月1日

京都土地家屋調査士会館・

舞鶴市中総合会館内

中総合会館コミュニティセンター・

綾部市市民ホール

兵 庫 会：7月31日

兵庫県土地家屋調査士会館

奈 良 会：7月31日

奈良県土地家屋調査士会館

滋 賀 会：7月31日

滋賀県土地家屋調査士会

(司調会館)

8月1日

イオンモール草津

和歌山会：7月31日

和歌山県土地家屋調査士会館

以上、9会場

相談件数

各相談会場で受けた相談件数は以下のとおりです。

大 阪 会：土地関係10件／建物
関係2件／合計12件

京 都 会：土地関係11件／建物
関係1件／合計12件

兵 庫 会：土地関係0件／建物関
係0件／合計0件

奈 良 会：土地関係2件／建物関
係0件／合計2件

滋 賀 会：土地関係7件／建物関
係2件／合計9件

和歌山会：土地関係0件／建物関
係0件／合計0件

外部広報

近プロの各調査士会が行った外部広報は以下のとおりです。

【連合会作製のポスター掲示】

・土地家屋調査会館・会ホーム
ページ・法務局・市区町村

【メディアを使った広報】

・新聞広告、情報掲載依頼・市町
村広報誌に掲載

・地元テレビ局、ラジオ局への情
報提供、出演

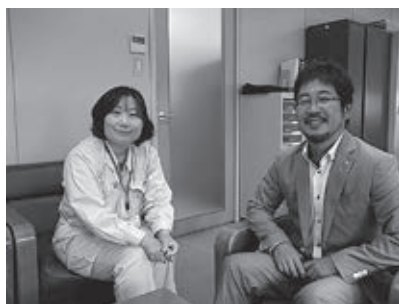
取材者感想

午前中は、兵庫県土地家屋調査士会にお邪魔しました。

兵庫会では、伺った時間帯には相談はありませんでしたが、この「無料相談会」は広報部が担当されており、広報の在り方についての意見交換ができたことはとても有り難かったです。話しは、来年の企画までに及びましたが、この目で確かめられないのが残念です。

また、兵庫会では、各支部において定期的に無料相談会を開催されているということでした。日ごろから制度PRを心掛けておられることがよく分かりました。

写真は、午前中の相談を担当された、兵庫会広報部員の宮川王音氏(左)と広報部長の中山敬一氏(右)です。ありがとうございました。



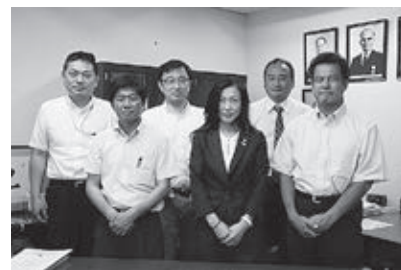
兵庫会

午後からは、大阪土地家屋調査士会へ移動しました。

大阪会では、本年は事前予約制・時間制(基本30分)を試行されて

いました。それぞれの会そして地域の実情に合わせて、柔軟な発想で取り組んでいただいていることに感謝です。当日は飛び込みの相談者もあり、担当の社会事業部の方々は交代でその対応に頑張っておられました。根気よく、丁寧なそのご対応には、相談者も「相談して良かった」と満足して帰られたようです。

写真は、「無料相談会」を担当された大阪会社会事業部の、前列左から理事の藤野充氏、部長の久保加奈子氏、副部長の富岡隆氏、後列左から、理事の山田貴弘氏、副部長の柳原薫氏、理事の中村憲夫氏です。お疲れさまでした。



大阪会

さて、近プロの各調査士会では、無料相談を定期的に、また、他資格者団体と合同で行っています。制度PRには、このように見えにくいけれど地道な活動を、継続していくことが大事なのではないでしょうか。

今回この原稿を記するに当たり、取材にご協力いただきました兵庫会、大阪会には大変お世話になりました。また、各調査士会には「無料相談会についてのアンケート」にご協力をいただきました。ありがとうございました。

前広報部次長 金子正俊(大阪会)

中部ブロック協議会

例年石川会は、曜日を問わず7/31土地家屋調査士の日に相談会開催と決めている。7/31(金)、金沢市内の石川県土地家屋調査士会館を訪問。風はあるものの朝から強い陽射しが照りつけていた会館には、開始時刻の30分前から相談者が来館された。

土地家屋調査士の日の制度広報は、石川会HP、石川TVでの15秒CMを7/5～25に33回放送、前日の北國新聞TV欄横に広告を掲載した。

相談員を務めた役員5名は、時間を十分に取って相談に応じていた。相談者は相談会情報を複数の媒体から入手しており、週刊文春の広告、知人の紹介等もあった。広報手段が多岐にわたることは有効なことだ。7件の相談のうち6件は建物等の越境に絡む案件だった。日頃から問題意識を抱えていても、お隣と気まずい関係にはなりたくないという表面に出されなかったことを、無料相談会があると知り、この機会にと相談に来られたようである。

午後には北國新聞の記者が来館し相談会についての取材を受け、記事は翌日の朝刊に掲載された。同新聞はこの相談会を後援と位置づけていた。石川会は毎週1回、新聞の相談会広告欄に掲載を続けており、昨年は、来館・電話等で



金沢支部暑気払いの様子

約60件の相談があった。他に士業による相談会にも参加している。

夕刻からは、金沢支部の会員・補助者・家族による、屋上ビアガーデンでの暑気払いがあった。支部恒例の行事で、いつ始まったか分からないくらい昔から、例年80～90人が参加し盛大に行われている。支部長から、今日7/31は土地家屋調査士の日であること、恒例の暑気払いが偶然か、必然なのか重なったこと、会館では無料相談会があり、連合会の取材もあったこと等紹介された。土地家屋調査士の日は、会員自身が制度の目的、自身の使命を再確認するための日でもある。暑さを打ち払い英気を養い、親睦を深める暑気払いが、会員・補助者への内部広報としての機会ともなっている。みんな良く飲み、話し、笑い、屋上を渡る風がとても心地よい金沢であった。

広報部次長 上杉和子(三重会)

中国ブロック協議会

鳥取県土地家屋調査士会では

第6回全国一斉不動産表示登記無料相談会を平成27年8月2日(日)に東部地区、中部地区、西部地区の各1か所ずつ、合計3か所に会場を設け開催しました。事前に各自治体の広報誌への掲載とポスター、チラシの配布や、鳥取会ホームページに開催要項の掲載を行いました。今回取材させていただいた中部地区は、倉吉市の伯耆しあわせの郷(ほうきしあわせのさと)で開催され、中部支部の会員が午前中4名、午後からは5名が常駐する体制で対応しました。相談者は2組で、どちらともお隣との土地の境界問題が根本にありましたが、法的判断も必要になってくる案件でしたので、土地家屋調査士が単独で解決できるものではありませんでした。お話を十分にお聞きし、土地家屋調査士がすることのできるアドバイスをするとともに、他士業の窓口を紹介するといった流れで今回の相談は終了しました。鳥取会の取組みとして、無料相談会に来られた相談者の方で差支えなければ、その後の経過について「相談された内容について解決したかどうか」や、「解決したのであればどのような方法で解決したか」、「解決してないのであればこれからどのようにしていきたいか」といった質問に回答していただけるような用紙を後日送らせてもらうことになっております。相談が終わったら、それっきりというのではなく、今後も必要



石川会



倉吉市の伯耆しあわせの郷



があれば土地家屋調査士を活用してほしいという趣旨で取り入れられております。境界問題は多くの案件において、解決までに長期間を要しますので、中長期的に継続して状況確認をすることで解決へのきっかけになればと思います。

広報員 渡邊徳和(鳥取会)

九州ブロック協議会

全国一斉不動産表示登記無料相談会が行われましたが、九州ブロック協議会からは鹿児島県土地家屋調査士会を取材しました。

鹿児島会は7月31日の「土地家屋調査士の日」に、会員研修会と記念講演会を公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と共催で開催しているため、無料相談会は「土地家屋調査士の日」の前後1週間を無料相談日として開催しています。

相談場所は県内各支部の支部長の事務所にて、随時無料相談が行われました。相談は主に電話による相談でありましたが、中には訪問しての相談もあったとのことでした。

今回の無料相談会は各支部長事務所での電話による相談が中心となりましたが、鹿児島会としては日頃から、事務局が窓口となり質問や相談の問合せなどを受け付けて、相談担当会員が電話や面談により対応するシステムをとっています。

今回の無料相談会は特別な対応ではなく、通常業務の一環として行っているのが特徴です。

最近の相談事例を調べてみると、土地に関しては、登記記録上での土地所有者は容易に調べることが可能ですが、その所有者に相続が発生している場合、相続人の特定が個人情報との関係で特定することが困難であり、境界の確認が

できずに困っているとの相談が増加してきているのが現状のようです。中には、相続人を特定するために費用をかけて特定したにもかかわらず、土地境界の確認に協力が得られずに登記申請が滞り困っているケースなど、所有権者(相続人)が複数名にわたる場合の対応の相談が多いようです。

また長年放置され、管理されていない山林、田、畑などの境界に関する相談も多くなってきている傾向にあるようです。

建物に関しては、放置「空き家」が全国一位といわれている鹿児島県の状況を反映して、いろいろな問題の相談があるとのことでした。台風等による影響により、隣接地の建物が傾き、不安を感じており処置してもらいたいが、建物が境界線を越境しているのかどうか土地の境界が明確でないのか、どのような対処方法をすればよいのかとの相談や、空き家が荒廃して害虫等による被害に悩んでいるが、所有者の特定ができないので調査する方法はないのかとの相談など、種々様々な内容の相談が寄せられています。

このような相談は、人口の高齢化に伴う土地の管理放棄、住居の移転等で放置されるなどの理由により、ますます増加していくことが予想され、大きな社会問題となっていくことが感じられます。

鹿児島会としては、このような土地や建物に関するすべての相談にお答えしていきたいところではありますが、土地家屋調査士資格者として助言、回答できることにはしっかりとお答えして、国民の皆様の権利の明確化に寄与できるように、相談会で対応していきたいとの事でした。

広報員 福崎秀一(鹿児島会)

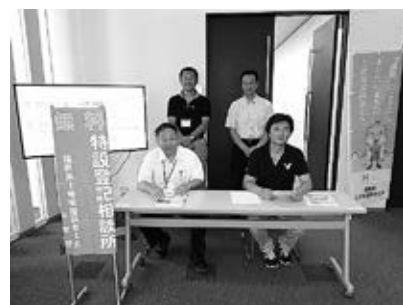
東北ブロック協議会

8月2日(日)、我が福島会は県内6か所で相談会を開催。その内、いわき市と郡山市の2か所を取材することにしました。今回は他県の相談会取材を考えていましたが、日程上の都合がつかずこの日の取材となりました。

事前の広報活動はホームページへの掲載、公共機関等へのポスター掲示とチラシ配布、地元新聞2紙への広告掲載などが行なわれました。

午前中はいわき市の相談会場である「ラトブ」を尋ねました。いわき支部の志賀正弘支部長以下2名と法務局から1名の体制です。いわき市は東京電力福島第一原子力発電所が立地する双葉郡の南隣であり、放射線量も低く原発の廃炉作業従事者が多数滞在しています。この日のいわき市小名浜の最高気温は29.5度でした。ちなみにこの日の福島市の最高気温は38.5度、郡山市は35.1度とまさに猛暑です。涼しい海風が吹き込むいわき市の最高気温は同じ福島県とは思えない快適なものでした。

会場の「ラトブ」はいわき駅前にあり、市の総合図書館や商工会議所をはじめ、50の専門店やレストランが入る大型複合ビルで、この日も多くの市民が利用していました。相談件数は4件であり、内容は借地している進入路に関するものや相続に関するものでした。



いわき市「ラトブ」



郡山市中央公民館

午後からは郡山市へ移動し、相談会場である「郡山市中央公民館」へ向かいました。郡山支部の齋藤忠次支部長以下2名と法務局から1名の体制です。郡山市は福島県のほぼ中央に位置し、県内で最も多くの支部会員数を数えます。

会場の「郡山市中央公民館」は東日本大震災で被災したため新しく建て直され、今年4月にオープンしたばかりです。近隣には公会堂や図書館、文化センター等の公共施設があり、この日も様々なイベントが開催されていました。駐車場も満車状態で私も空きスペースを探すのに苦労しました。相談件数は午前中4件であり、午後は0件でした。内容は地図混乱地域における筆界や30年前の国土調査による筆界の問題などでした。この猛暑の中、相談に来たものの車が駐車できずにあきらめた方がいた可能性もあり、会場の選定に課題が残りました。

ほかの相談件数は福島市6件、白河市2件、相馬市7件、会津若松市は残念ながら有りませんでした。福島県内の総件数は23件となり、昨年の17件から6件の増加となりました。全体的に適切なアドバイスがなされたものと思われれます。

福島県は東日本大震災で被災し、あの原発事故から4年5か月が経とうとしています。いまだに多数の避難者が存在するという現実はまだ

なか解決に向かいません。なにか目に見えない重石のようなものがずっと載っているとでも表現すればよいのか、すっきりしない状態が続いています。福島県は必ずこの状態を乗り越えるはずで。その先頭に土地家屋調査士が立つことを誓ってこの報告を終わります。

広報員 鈴木義雄(福島会)

北海道ブロック協議会

平成27年7月25日土曜日10時から、札幌会により札幌駅の地下歩行空間において、全国一斉不動産表示登記無料相談会が開催されました。例年より相談者数も多かったとのことであり、また、この地下歩行空間は札幌の中心部にありますので市民の皆さまへの制度PRという意味でも非常に有効な相談会であったと思います。



札幌会

8月1日土曜日10時から、釧路会により釧路生涯学習センターにおいて、全国一斉不動産表示登記無料相談会が開催されました。この釧路生涯学習センターは大きな



釧路会

建物で、相談会当日は、釧路会の無料相談会の他にも色々な催しが開催されており、多くの市民が集まっていました。建物の入り口付近の掲示板などにも、無料相談会のポスターや土地家屋調査士試験の受験者拡大ポスターが掲示されており、相談はもちろんのことですが、その場に居合わせた多くの市民の皆さまに制度PRができたことと思います。

無料相談会は、多くの皆さんに相談に来ていただくということも大切であると思いますが、たまたま通りすがった方々、たまたまその場に居合わせた方々に制度をPRできる良い機会であるということに改めて感じた1日でした。

前広報部長 佐藤彰宣(札幌会)

四国ブロック協議会

平成27年8月2日(日)10時～16時まで、高知県土地家屋調査士会による第6回全国一斉不動産表示登記無料相談会が高知県土地家屋調査士会館にて開催されました。

四国ブロック内の無料相談の日は、香川会・愛媛会・徳島会が土地家屋調査士の日である7月31日(金)、高知会が8月2日(日)であり、昨年が高知(地元)の取材であったので、今回は徳島会を紹介したかったのですが、31日が高知協会の理事会で当方も理事であることから、必然的に私が取材できるのが8月2



高知会

日(日)の高知会となりました。

当日の朝は晴天、昨年は台風12号の影響で猛烈な雨の中、大半がキャンセルとなり後日対応で大変でしたが、本年はスムーズに相談会が進行されていました。当日のスタッフは、相談委員10名、内訳は、高知地方法務局から2名、高知県司法書士会から2名、調査士会広報部員2名、新人会員1名、ベテラン会員3名、その他に駐車場係と案内係を広報部員2名と事務局員1名の総勢13名での対応。通常の相談会からするとスタッフが多く感じられますが、高知会ではこの相談会を年に一度の一大広報行事として、昨年同様に地元新聞に折込広告を、その他に建築士に対して調査士をアピールする目的と境界相談の掘り起しを狙って、高知県建築士会の広報誌(約1,200部)に広告を掲載し、それに伴った人員として高知支部(会館での相

談)だけでなく他支部の会員事務所にも協力していただき、通常より多い相談員数をお願いしたようです。また、例年の相談内容が司法書士関係の内容も多かったもので、本年は8月3日に司法書士の日に合わせて司法書士会と合同の相談会と、前日の8月1日(土)にはイベントとして「マイナンバー及び空家対策」について、外部に向けてのセミナーを計画していましたが準備不足で断念。結果、調査士会のみでの相談会とはなったものの、その流れで司法書士会に相談員の要請をお願いしたようです。

予算については連合会から会員数が150名未満の会に対して、「研修及び広報等に執行されることを想定した(平成27年度における各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成)」となる助成金が昨年同様にあることを確認し、高知県下に約18万5千強の折込広告を



新聞折込広告

配布。結果予想どおりの反響となり、会館での予定相談ブース24組には23組の予約が入り、高知支部以外も含めて、全35組強の予約で、当日の相談数は会館で22組、全体で32組の相談を受けることができ、広報としての目的は達成できたのではないかと感じられます。助成金も有効に使われたのではと思われます。

昼食は高知会で準備した弁当を、交代で頂き、法務局、司法書士の各相談員と新人、中堅、ベテラン等々の意見交換ができる時間もあたりし、たいへん充実していた1日と感じました。

広報員 田邊満夫(高知会)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 20

千葉会

『祝！第100回記念二科展絵画部入選』

千葉県土地家屋調査士会 船橋支部 杉野 秀夫

我が千葉会には、いろいろな趣味・特技・能力を持っている会員がたくさんおります。その中でも、囲碁三段、インターネットで世界中の相手と対戦。社交ダンス、この道35年。卓球、船橋市社会保険大会で仲間とチームを組み団体戦で3位を獲得。そして絵画作品では、これまでに多数の入選。など多彩な趣味を持ち、活動の広さ、そしてその実力においては、右に出る人がいないと言えそうです。

この度、2015年第100回記念となる「二科展」にみごと入選されたという大変嬉しい知らせが届き、早速展示されている六本木の国立新美術館を訪ね、作品を鑑賞して参りました。F100号(縦162センチ・横130センチ)という巨大なキャンバスに描かれた渾身の大作、心に迫ってくるものを感じました。

この入選を記念して、幅広い分野で活躍されている杉野秀夫会員に寄稿していただきました。

千葉県土地家屋調査士会 業務部長 峯岸不二夫

私は、これまで測量業務に携わり51年。そして土地家屋調査士の登録から44年。思い返してみると、4歳のときに東京から強制疎開、当時馬車で海辺の国道14号線を通り千葉の農家に引越、そしてその後現在の船橋市に落ち着くことになりました。

戦時下での空襲、父の死、耐乏生活、2度の手術と闘病生活、さまざまなつらい出来事に遭遇した中、ここまで何とか乗り越えてきました。また、独立開業してからの苦労もたくさんありましたが、今となっては、懐かしく思い出されます。それにしても、測量機器の技術的な進歩には、驚かされています。

さて、父が絵を描いていたこともあり、私も小さい頃から絵を描くことが大好きでした。父は上手

だったようですが、残念なことに早くに亡くしてしまいました。18歳になり、ようやく油絵の具一式を買うことができ、初めて出展した作品が、なんと全国勤労者美術展に入選。上野の都立美術館に展示された自分の作品を確認したときの胸躍る思いは、決して忘れることができません。

これまでに、専門的な指導を受けたことがないので、技術的な部分にはあまり自信がありませんが、作品に対する気持ちの入れ方には、私なりに注意してとても大事にしています。

昨年、歴史と伝統のある二科展に初めて出展した作品「廃船に映る自画像」が入選。「人生の機微を感じる」という大変嬉しい評価をいただきました。さ



国立新美術館



「廃船に映る自画像」第99回二科展入選

らに「廃船に映る自画像パート2」が千葉県立美術館長賞を受賞することができました。すべてのものが未来に向かって輝いていた昔。しかし今は、ぼろぼろになってしまった廃船に私自身を重ね合わせ、画題として描いてみました。

この二科展が、今年記念すべき第100回を迎える中、再び出展した作品「刻(とき)を待つ」が昨年に続いて入選したことに、私自身もそして家族も本当に驚きました。さらに今回の作品では、技術的な部分についても高く評価いただき、今後の活動の大きな励みとなりました。今はボロボロに朽ち果て苔むしているが、高度成長期の日本経済の発展の一翼を担ったもの。栈橋も描かれている全てのもの、そして私自身も、忍び耐え「刻を待つ」。そして、この栈橋に映る影が刻一刻と刻(とき)を刻みます。そんな思いを描いてみました。

今後も、できる限り作品を描き続けていきたいと思っております。また多くの皆さんに鑑賞していただければ幸いです。



「刻を待つ」第100回二科展入選

この度は、私自身および私の作品をここに紹介させていただき、心より感謝申し上げます。

島根会 『アスリート調査士』

島根県土地家屋調査士会 出雲支部 小川 和彦

島根県では、県内各地で特色豊かなマラソン大会が開催されています。

- ・出雲くにびきマラソン大会(2月)
- ・まつえレディースハーフマラソン(3月)
- ・えびす・だいこく 100キロマラソン(5月)
- ・隠岐の島ウルトラマラソン(6月)
- ・松江玉造ハーフマラソン(9月)
- ・萩・石見空港マラソン大会(10月)
- ・一畑薬師マラソン(10月)「千百段の石段を見て断念！」
- ・なかうみマラソン大会(11月)

などとまだありますが、ヨーシ、俺もチャレンジで出場しようと「50%」、やっぱりやめた方がいいかな「50%」、最終的に家族全員の「やめろ！死ぬぞ」の二言で「だよね。」で終わっています。

そんな中、今回、島根会からこつこつとマラソンで頑張っている会員を紹介します。年齢は60歳前であり、小柄で細身ですが、20数年前は、肥満体型であったらしいです。健康の為にジョギングから始め、やがてマラソンに「ハマった。」とのこと。数年前までは、フルマラソンを3時間切るほどであったとか。14条地図作成作業の現場で、この健脚がいかされています。

島根県土地家屋調査士会 広報部長 持田 透

確かに14条作業程度は楽々。早めに終われば日課の10キロ程のジョギングも楽しめます。そんな私は、毎年恒例にしている北海道マラソンを走ってきました。

気温25度、微風でいつにない良いコンディション(例年30度越え)の中、大混雑の人並みを少しずつ縫うように進む。(5キロ 26:52)

タイムは良いが、早くも汗をかくし、毎度の左股

間が痛みだす。(10キロ 24:05)

ペース速過ぎるぞ。後半のために押さえないと、と木陰を選んで走る、風が気持ちよし。(15キロ 24:37)

まだペースは速いが、これで行くとしよう。珍しく腕がだるく、身体も軽くならない。(20キロ 24:37)

なんだか無理している感覚あり。早くも意識して腕を振らないと遅れそう。(25キロ 24:50)

折り返したら向かい風強し。ちょうどいいペースの人を利用してついていく。(30キロ 25:26)

ついていってラクした分、タイムが落ちた。「歩いてー」と、いつになく弱気虫が騒ぎだす。いかん、いかん！先行する目立つ人を目標に追っていこう。(35キロ 25:21)

上げたつもりで、この程度。左股間突張って痛い。踏ん張るとふくらはぎも攣りそうだ。(40キロ 26:16)

調子が良いときは「もう終わってしまう」と思うのに、今日は「やっと40キロ」。

最終コーナー曲がっても、ラストスパートなんてとんでもない。(ゴール 11:37)

目標としていた3時間30分を3分40秒ほどオーバー。原因は①スタートからのペースが速すぎた。②疲労抜きが一週間では短かった。③月間300キロを2か月間では練習量が少なかった。この原稿を書いている今は②が大きく影響していたと感じます。

と、まあ今ではフルマラソンを年間何本も走られ

る身体ですが、これにもきっかけがありました。

紹介文のとおり、40才の時にはウエスト86センチのズボンを穿き、健康診断の数値は軒並み上限越え。「これじゃあ早死にするぞ」と、減量ランニングを決意し、翌年のホノルルマラソンを目標にしました。週3回わずか3キロのジョギングから始めて、1年後。何とか完走を果たし、体重も減って健康数値になり、「フルマラソンは卒業だ」と思っていたところ、参加したツアーの完走パーティーでビンゴゲーム一等賞。その景品が『来年のツアーご招待』。おかげでもう1年間走り込むことになり、結果「運動オンチだったお前が？」と同級生がびっくりするランナーの仲間入りとなった次第です。

その後、頑張ることなくコツコツゆっくり走り込む(月間300キロ以上)と次第に速くなり、45才から50才の間に市民ランナーの目標であるサブスリーを達成。各地の大会で走友も増えました。

会員自慢とのことですが、あと10年走ることができて、4時間を切られれば、少しは自慢できるかと思います。

ちなみに、当事務所のパート補助者は、夕方走る時間を作り出すために採用しましたが、15年も経つと、どっちが所長だか判らなくなりました。

※サブスリー：フルマラソンを3時間以内に完走すること。



なかうみマラソン大会にて



今日も走るぞ！

ち ょ う さ し 俳 壇

第365回



「復興を願う石碑」に刻まる 水上陽三

雄叫びの訝する基地夏旺ん

三陸

秋刀魚船迎ふ鷗や氣仙沼
湖水めく三陸の浦月見草

水門に飛沫く秋汐一本松

コンベヤー秋の日に照る未来都市

※去る八月二十五日、岩手県土地家屋調査士会が主体となつて、大船渡市中学校敷地に、二級基準点の設置とともに、「東北地方大震災の復興を願う石碑」の建設を祝う除幕式と、基準点の大船渡市への贈呈式が行われた。石碑に私の俳句が刻まれた関係で招かれて出席した。

当季雑詠

水上陽三選

茨城 島田 操

秋耕や父の手艶の鋤握り
山裾の活気立つ村豊の秋
みだれ萩刈られてありぬ農の道
まづもつて子に送りけり今年米
稲穂手に今年の出来を確かむる

東京 黒沢利久

焦門の十哲思ふ秋の空
子の部屋に仏具定まる盂蘭盆会
温度計いくたびのぞく残暑かな
校庭を駆ける夜学の高校生
公園の櫓の消ゆる秋の蟬

茨城 中原ひそむ

雷気かとおつばやく車椅子の妻
遠祖は加賀の国とふ鳥雲に

老医師の笑顔涼しく診られゐる
剣酢漿草は我家の家紋柿たわわ

吾が性は母系にありて冬菜蒔く

福島 加藤捷子

秋風や幾人となぐ電話して
息呑むや登る石段紅葉燃え

花芒三角点を被ひをり

秋茄子手にして訪ね来る人

日曜の工事現場に昼の虫

東京 雅々女

新涼の穂波ゆつたり寄せて来し

大花野音なく雨の募りたり

山風に秋の白蝶漂へり

今月の作品から

水上陽三

島田 操

秋耕や父の手艶の鋤握り

主として稲の収穫後の田を鋤く重労働だ
が最近はずべてコンバインに頼っているの
で、秋の耕作一般を言っているのだらう。依
然耕作に励んでいる作者の元気な姿に接す
ることができた。

焦門の十哲思ふ秋の空

黒沢利久

清く晴れ上がった秋空のもと、焦門十哲
を思ふと言うのである。焦門十哲とは誰と
誰なんだと問われているように思えたの
で、堀切 実氏の説によると次の十哲を推
挙してゐる。其角・嵐雪・杉風・去来・丈
草・凡兆・許六・支考・野坡・惟然である。

中原ひそむ

雷気かとおつばやく車椅子の妻

かつて病院生活の奥方を詠んだ句に記憶
があるが、今は車椅子での生活なのであろ
う。作者もさぞご苦労のことと推察する。
掲句は不自由の身の尖鋭化した神経が、あ
るかないかの雷気をとらえて呟いたのを詠み
とめたもので、心根の優しさが彷彿とする。

加藤捷子

秋風や幾人となぐ電話して

句意は説明するまでもない。秋風の吹く
頃になるといわゆる秋思といい或いは秋愁
と言われ、感情的にももの哀れを覚える。
そんなとき紛らそうとするのか意表外な行
動にでることがある。

自分のことは自分でやりなさい！

神奈川会 大竹 正晃

神奈川会に入会して18年目になりました。土地家屋調査士の資格を持ち、小さいながら事務所を構え、たまに飛び込んでくる業務を終えれば、同年代の月給を越えるような報酬を得ることができる。まるで夢のような職業ということで、将来に不安なんて感じるはずありませんでした。開業当時は独身だったこともあり、お客様から頂いた報酬を財布に押し込んで「宵越しの金は持たない」などと言いながら、一晩で全部使い果たしたこともあります。事務所経営には経費が掛かること、事業資金が必要となること、何より税金を支払う義務があることを全く理解しておらず、若気の至りでした。

以来、事務所経営という観点に意識をおいて業務を行ってきました。開業して数年後めでたく結婚、3人の子どものも恵まれ、地元の小学校ではPTA会長、町内会の役員等ボランティア活動にも参加しました。このまま子ども達が成長し、成人となって、いつか独立していくのだろうと考え、やはり何の不安も持たずに過ごしていました。

ところが、子どもが成長するにつれ、生活が段々苦しくなっているように思い、改めて生活費を見直してみました。すると、想定外の出費(教育費)が増えていることがわかりました。学習塾へ通い、お受験し、入学金・授業料・定期券代など、気がつけば住宅ローンをはるかに超える出費となっていました。私には3人のかわいい子ども達がいます。今後、教育費の出費は更に増えていくことは間違いないでしょう。そして私には、趣味として「釣り」「野球」「バイク」があります。最近では「ゴルフ」も追加

されました。教育費と趣味に掛かる費用のどちらが優先かと聞かれれば、当然教育費となります。しかし私の思考では、趣味を我慢して良い仕事はできません。趣味を楽しんでこそ、仕事に励み、充実した人生を過ごせるのだと考えます。

体力の続く限り、土地家屋調査士として業務に励みたいと考えています。とはいえ、65歳を過ぎてから、今と同じ仕事をするのは当然難しいでしょう。日々の生活の中で、改めて将来について考える機会は少ないと思いますが、考えてみれば不安なことばかりです。

今回、機会あって国民年金基金に加入させていたしたのは、そうした不安を少しでも解消できればということからでした。会社勤めをしたことのない私は、純粋な国民年金加入者であり、受給額も最低額しか望めません。もっと早く国民年金基金のことを知っていれば、生活に余裕のあるうちに加入することができました。ただ、後悔ばかりしていても仕方ありませんので、今後は所得の状況を確認しながら、加入口数を増やせればと思います。課税所得から掛金を控除することも大変助かります。

いつも子ども達には、「自分のことは自分でやりなさい！」と言っていますが、将来の自分のことは自分でできるようにしておきたいと思います。



豊かな老後のために――

65歳からの ご夫婦の平均余命

平均
夫 18.89年

平均
妻 23.82年



厚生労働省「簡易生命表」(平成24年)

ゆとりある老後のために必要な生活費

高齢夫婦無職の世帯が実際に
必要とする生活費(月額)

約27.0万円×12か月×18.8年間

総務省「家計調査年報」(平成24年)

65歳男性の平均余命

厚生労働省「簡易生命表」(平成24年)

この部分を
自助努力で備える
必要があります。

65歳から18.8年間に
必要な生活費
約6,091万円

上乗せとして
必要な老後資金
約3,181万円

国民年金(基礎年金)の
18.8年間の支給額
約2,910万円
約12.9万円×12か月×18.8年間

※夫婦で国民年金に20歳から60歳まで40年間保険料を納付したときの平成25年10月時点の満額(月額)。

食費だけでもこんなにかかります

■65歳からの食事の回数
(18.89年+23.82年)×365日×3回
約46,767回×約327円
(一日1人あたりの食費)*
= 約1,529万円

※高齢夫婦無職世帯の1食あたり平均食費



総務省「家計調査年報」(平成24年)

国民年金基金 4つのメリット

1. 掛金は全額所得控除で税金が有利

掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
さらに、受け取る年金は、公的年金等控除適用となります。
遺族一時金は、全額非課税です。

2. 年金額が確定しているので安心

加入したときに将来受け取れる年金額が確定します。
※掛金の未納期間があったり、資格喪失(中途脱退)した場合は、
年金額が変わります。(4参照)

3. 自由なプラン設定が可能

その時々ライフプランに合わせて、自由に掛金の増口・減口がで
き、将来の年金額を見直せます。
※月にお支払いいただく掛金には上限(68,000円)があります。

4. 支払った掛金は将来確実に年金に

厚生年金等への加入で資格喪失(中途脱退)するようなことがあっても、
払込んだ掛金に応じた年金が受け取れます。
また、保証期間中に万が一死亡されても遺族の方に所定の一時金
が支払われるため、掛け捨てにはなりません。(B型を除く)



土地家屋調査士国民年金基金 フリーダイヤル 0120-145-040

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行となり、各自治体の空き家対策が本格的に動き出そうとしている。国土交通省中部地方整備局では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行及び法に基づく基本指針、ガイドラインの策定を契機とし、有識者による基調講演や空き家問題に取り組む関係者によるパネルディスカッションにより、今後、人口減少下で持続可能な地域を築いていくため、中部地方における空き家対策の取組を考えることを目的に「空き家フォーラム2015」を開催した。

空き家フォーラム 2015

～あなたのまわりに「空き家」増えていませんか～

日時：平成27年8月3日(月) 13:15～16:30

会場：ウインクあいち(名古屋市市中村区)

主催：国土交通省 中部地方整備局

はじめに、国土交通省中部地方整備局建政部長の中村英夫氏から主催者挨拶があった。空き家問題が全国的に注目される中、本フォーラムへの参加募集(定員250名)には予想をはるかに上回る申込みがあり、空き家問題に対する関心の高さを改めて感じた。中部4県では現在、空き家等のストックが約95万戸に達しており、地域資源としての利活用や老朽化した住宅の除却など、地域の実状に合わせた取組が進められつつある。フォーラムを通し、中部地方の空き家問題が好転していく一つのきっかけとなることを祈念すると述べられた。

取組説明

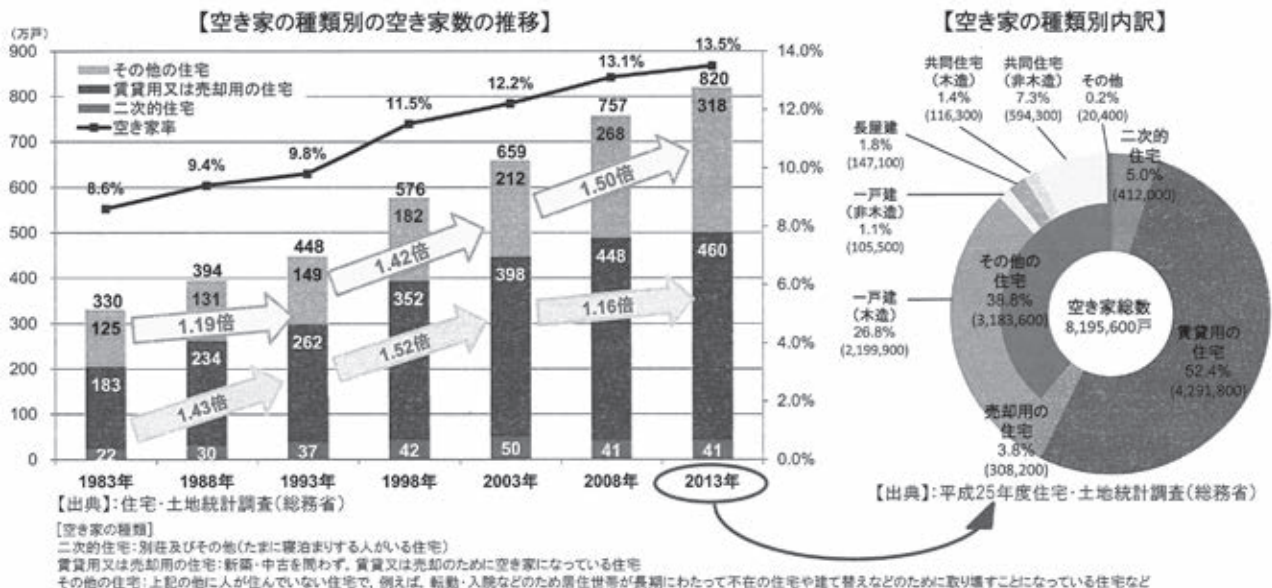
【空き家の現状・課題・対策について】

国土交通省住宅局住宅総合整備課
企画専門官 細萱英也氏

空き家の現状 一推移と種類別内訳一

- ・住宅・土地統計調査(総務省)によれば、空き家の総数は、この20年で1.8倍(448万戸→820万戸)に増加
- ・空き家の種類別の内訳では、「賃貸用又は売却用の住宅」(460万戸)が最も多いが、「その他の住宅」(318万戸)がこの20年で2.1倍に増加

空き家の現状・課題・対策について



- ・なお、「その他の住宅」(318万戸)のうち、「一戸建(木造)」(220万戸)が最も多い。

空き家の発生による問題 ー想定される問題の例ー

- ・防災性の低下(積雪等による倒壊、崩壊。屋根・外壁の落下。火災発生の恐れ)
- ・防犯性の低下(犯罪の誘発)
- ・ごみの不法投棄
- ・衛生の悪化、悪臭の発生(蚊・蠅・ねずみ・野良猫の発生、集中)
- ・風景、景観の悪化
- ・その他(樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散 等)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の概要

公布：平成26年11月27日

施行：平成27年2月26日(※関連の規定は5月26日)

《背景》

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)

参考：空家は全国約820万戸(平成25年)、401の自治体が空家条例を制定(平成26年10月)

《定義》

- ・「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)
- ・「特定空家等」とは、
 - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう(2条2項)。

《施策の概要》

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等
 - ・国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する

施策の基本指針を策定(5条)

- ・市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6条)・協議会を設置(7条)
- ・都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助(8条)

○空家等についての情報収集

- ・市町村長は、法律で規定する限度において、空家等への調査(9条)。空家等の所有者を把握するために固定資産税情報の内部利用(10条)等が可能
- ・市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)

○空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(13条)

○特定空家等に関する措置(※)

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能(14条)

○財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する援助、地方交付税制度の拡充を行う(15条1項)。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15条2項)。

以上、空き家の現状や課題を含め、空き家対策特別措置法に関する説明と、今年5月に策定したガイドライン、国の支援制度について紹介され、国が取り組む空き家対策についての考え方や現状について説明された。

基調講演

【空き家・空き地とまちづくり】

中部大学工学部 都市建設工学科
教授 服部 敦氏

春日井市の高蔵寺ニュータウンで実践している、空き家のリノベーションを推進して、市場での流通を促進させていく取組事例を紹介。服部教授は、各地のまちづくり・地域活性化のプロジェクトで、産業振興・景観形成・低炭素・超高齢化社会対応などの観点から企画・マネジメントに従事し、平成25年春日井市の市政アドバイザーを委嘱されている。

地域包括ケアなどまちづくりへの空き家の活用や、積極的に空き地をコモンスペースとして創造することなどを提案された。

パネルディスカッション

【都市問題としての空き家対策の方向性】

【まちづくりにおける空き家の利活用の進め方】

〈パネリスト〉

静岡県掛川市長	松井三郎氏
愛知県春日井市長	伊藤 太氏
三重県鈴鹿市長	末松則子氏
岐阜県不動産コンサルティング協会	
	会長 名和泰典氏
NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた	
	事務局長 天野 裕氏

〈コーディネーター〉

中央大学工学部都市建設工学科
教授 服部 敦氏

はじめに、パネリストそれぞれの立場(自治体・団体)において空き家が発生している現状をどのように捉えているか、どのような取組みが行われているか説明があった。

その後、自治体行政において空き家問題をどのように位置付け、受け止めていくかという観点から、建物としての空き家をどのように利活用していくのか、まちづくりへの空き家の活かし方等、空き家を活用した地域再生(愛知県岡崎市松本町)の実例紹介を交えて、空き家を積極的に都市の有効なストックとして活用していくことの在り方などについて話し合いがなされた。



空き家を利活用・除去・管理するといっても、空き家となった背景に潜む原因は複雑多岐にわたっている。賃貸することへの不安、売却することへの世間体問題、相続での揉め事・未登記問題、家具・家電・仏壇の片づけ等々、空き家問題を解決するには、まずは総合的に相談を受け、所有者の悩みを整理・仕分けをしてから、それぞれの専門的な相談を受けるという道筋をつけることである。岐阜県ではNPO・協議会等がサポートし総合相談員を育成している。また、今年2月に一般社団法人空き家相談士協会を設立、空き家相談士制度を全国に展開していきたいと考えている。

現段階では、空き家問題の多様性、広がりをしっかり捉えていくことが重要。空き家は都市の人口減少社会の当然の帰結であり、後ろ向きではなく、未来に向かっての都市のイノベーションのための有効なストック資源であると前向きに捉え、協力して考えていきたいと結ばれた。

最後に、国土交通省中部地方整備局住宅調整官の橋本善弘氏より、今後も様々な空き家対策について、市町村・官民を問わず先進的な事例を収集・共有し、空き家対策の参考としていただけるような情報を発信すると挨拶され閉会した。

取材者感想

本フォーラムには、地方公共団体の職員、住宅業界関係者が多く参加されていた。住宅環境問題として空き家問題が今後益々深刻化していき、空き家対策の重要性が高まるのは確実な情勢である。平成27年4月現在の空家条例制定自治体は約430と急速に広がっている。各地域の実情に照らし合わせながら適切な措置を行っていくことが重要であり、それには、市町村、各種団体、官民双方からの情報の発信、共有により、空き家に関する状態・状況が適正に把握されることが必須となる。空き家対策の三本柱である利活用・除去・管理していく上において浮上する諸問題は多岐の専門的分野に及ぶ。土地家屋調査士もその職能を活かして積極的に空き家対策に関与していく必要があるということを取材を通して再確認した。

広報部 上杉和子(三重会)

G空間EXPO2015のお知らせ

地理空間情報科学で未来をつくる



日本科学未来館(東京・お台場)
11/26(木) 27(金) 28(土)

「G空間EXPO2015」(主催：G空間EXPO2015運営協議会)が、2015年11月26日(木)から28日(土)までの3日間、日本科学未来館(東京・お台場)で開催されます。

国をはじめとして産・学・官が連携して開催する「G空間EXPO」は、地理空間情報に関連する産業界、学会、国・地方公共団体だけでなく、児童生徒から社会人まで幅広く一般市民を対象として、「G空間社会」を知ってもらうためのイベントです。

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)では、11月27日(金)午前10時30分から講演・シンポジウムの開催を予定しています。

テーマ	「G空間社会に馴染んだ新たな不動産表示登記制度を考える」(仮)	「VLBIから筆界情報までの連携管理」 高島和宏(日調連研究所研究員)
日時	平成27年11月27日(金) 午前10時30分～午後4時	2 基調講演 「スマートでコンパクトな基準点体系に向けて」(仮) 永田勝裕氏(国土交通省国土地理院 測地部計画課技術専門員)
場所	日本科学未来館 7F イノベーションホール 東京都江東区青海2-3-6	3 パネルディスカッション 「登記・基準点情報の一元管理による新たな地図作り」(仮) パネリスト(予定) 馬淵洋介氏(岐阜県ふるさと地理情報センター 技術主査) 高島和宏(土地家屋調査士・日調連研究所研究員) 他2名予定 コーディネーター 海野敦郎(土地家屋調査士・日調連副会長)
参加費	無料	
定員	約170名(申込み不要、入退場自由)	
プログラム	1 研究報告(テーマはいずれも仮テーマです。) 「土地家屋調査士の情報公開への取組み①」 (未定)(土地家屋調査士) 「土地家屋調査士の情報公開への取組み②」 (未定)(株式会社ゼンリン) 「基準点情報の一元化システム構築の意義と課題」 馬淵洋介氏(岐阜県ふるさと地理情報センター 技術主査)	

アクセスマップ

電車でのアクセス

新交通ゆりかもめ(新橋駅～豊洲駅)

「船の科学館駅」下車、徒歩約5分

「テレコムセンター駅」下車、徒歩約4分

東京臨海高速鉄道りんかい線(新木場駅～大崎駅)

「東京テレポート駅」下車、徒歩約15分



みなさまのご来場をお待ちしています

8月
19日

第7回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成27年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 制度対策本部、復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について

19日、20日

第3回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 平成28年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムのモニタリング実施について
- 2 平成27年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 3 平成27年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 第31回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催について
- 5 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定とその運用時期について
- 6 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について
- 7 第11回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 8 法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業規程(基準点測量を除く)等の改定又は策定に関する要点解説の各土地家屋調査士会への周知について
- 9 法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業規程(基準点測量を除く)解説(案)の各土地家屋調査士会への周知について

25日

第2回研究所会議

＜協議事項＞

- 1 研究所全体会議の内容について

25日、26日

第1回研究所全体会議

＜協議事項＞

- 1 平成27年度の研究所の運営及び研究方針について
- 2 地籍問題研究会との連携について

26日、27日

第2回研修部会議

＜協議事項＞

- 1 平成27年度研修部事業の具体的執行について
 - (1) 専門職能継続学習の運用について
 - (2) 新人研修の実施・検討について
 - (3) eラーニングの拡充・整備と運用について
 - (4) 研修体系及び研修の充実の検討について
 - (5) 研修ライブラリの運用について
 - (6) 研修用教材の運用・更新について
 - (7) 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
 - (8) ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について

9月
1日

第2回社会事業部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 公共事業に係る入札情報の収集に関する文書について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターの今後の在り方について

2日、3日

第3回総務部会

＜協議事項＞

- 1 平成27年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 2 平成27年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 土地家屋調査士懲戒処分事例集の作成について
- 4 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成28年追加)」の作成について
- 5 土地家屋調査士会からの照会について
- 6 連合会における大規模災害対策について
- 7 平成27年度における大規模災害対策基金の募金について
- 8 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の管理について
- 9 懲戒処分情報の公開に関する運用基準について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会執務規程(職員)の見直しについて
- 11 ブロック協議会規則の取扱いについて

3日

第1回マイナンバー制度対応WG会議

＜議題＞

- 1 WGの目的について
- 2 想定される事務について
- 3 連合会におけるスケジュールについて

4日

第3回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 2 今年度の地図対策室について

第3回業務部会

<協議議題>

- 1 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 2 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 3 土地家屋調査士事務所形態と業務報酬に関する調査について
- 4 ネットワーク型RTK及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討について
- 5 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 6 筆界特定制度に関する事項について
- 7 登記測量に関する事項について
- 8 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について

10日

第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成27年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 空き家問題に関するアンケートの実施について

10日、11日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 平成28年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 第11回土地家屋調査士特別研修の実施について

<協議事項>

- 1 平成27年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 平成27年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 マイナンバー制度の実施に伴う対応について
- 4 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定とその運用時期について
- 5 G空間EXPO2015における講演・シンポジウムの実施内容について
- 6 不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の発刊について

11日

第3回第1回土地家屋調査士白書2016編集会議

<協議事項>

- 1 初版『土地家屋調査士白書2014』からの引継項目について
- 2 特集記事について
- 3 各会への確認事項について
- 4 外部団体への情報提供依頼について
- 5 引用・転載許可について

第1回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 オンライン登記推進室の今後の活動内容について
- 2 Adobe Acrobat Reader DCを利用した電子署名の付与について
- 3 XML署名ツールの改修について

14日、15日

第3回広報部会(全体会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 『境界紛争ゼロ宣言!!』のPR活動について
- 3 「事務所運営に必要な知識」の連載と執筆者について
- 4 会報掲載記事について
- 5 第1回全国会長会議の取材及び記事について
- 6 「1年を振り返って」及び「新年の挨拶」の依頼について
- 7 平成28年度の会報見積条件及び見積依頼会社について
- 8 ネットワーク50について
- 9 新人研修会におけるアンケートへの質問事項の追加について
- 10 「地識くん」と「ちょうさし博士」の使用について
- 11 日経新聞への広告掲載について

15日、16日

第3回財務部会

<議題>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 事務引継書「懸案、留意事項等」への対応について
- 5 平成28年度予算(案)の作成について
- 6 各種交付金及び各種繰出金等の執行について
- 7 資金運用及び銀行口座の取扱いについて
- 8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律への対応について
- 9 ホームページ「会員のひろば」について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

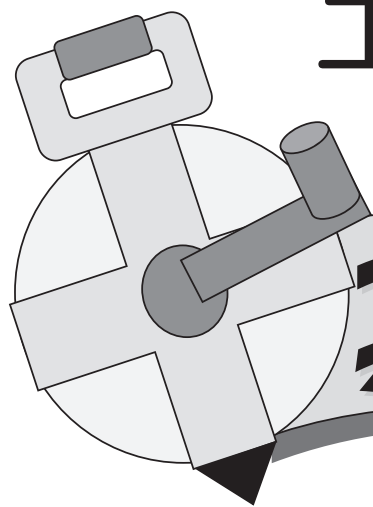
平成27年 8月 3日付
東京 7899 久保 慶介 大阪 3259 澁谷 直人
兵庫 2462 中田 哲 愛知 2893 山口 勲
広島 1865 内本紀久男 福岡 2276 田中 崇仁
福岡 2277 守田 剛士 福岡 2278 稲員 俊介
熊本 1194 渡邊 仁也 沖縄 492 東江 重男
平成27年 8月10日付
愛知 2894 磯西 亮佑
平成27年 8月20日付
東京 7902 田中 良知 愛知 2895 小栗 隆宏

登録取消し者は次のとおりです。

平成27年 5月21日付 栃木 469 吉澤 光三
平成27年 7月 3日付 香川 212 河野 行雄
平成27年 7月12日付 東京 6374 森田 司
平成27年 7月13日付 栃木 503 稲葉 壯吉
平成27年 7月15日付 新潟 1749 吉村 秀一
平成27年 8月 3日付
東京 4902 美濃谷満興 神奈川 2068 平出 勝雄
和歌山 258 仁木 誠 愛知 1411 岩瀬 邦男
岡山 970 國定 三郎 岡山 1277 石原美弥子
山形 1147 豊田 英敬 秋田 882 石田喜兵衛
釧路 301 井澤 孝
平成27年 8月10日付
神奈川 2776 平井 昭三 新潟 1769 近藤 篁
大阪 2789 山口 正博 滋賀 236 池田 收
山口 571 徳本富士男 熊本 520 恵村 俊一
熊本 844 松本幸四郎 青森 595 高谷 幸雄
平成27年 8月20日付
東京 7854 外間 英之 長野 2238 豊島 久芳
大阪 1774 能宗 環 広島 1690 新田 茂喜
岡山 1012 正本 孝規 岩手 1144 高橋健太郎

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年 8月 3日付
茨城 1434 山田 智範
平成27年 8月20日付
千葉 2106 實川 恵也



土地家屋調査士 賠償責任保険

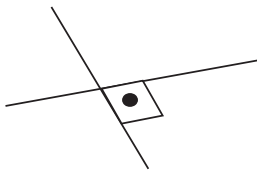
募集中

万一のときのために、
是非この機会にご加入を
ご検討ください！



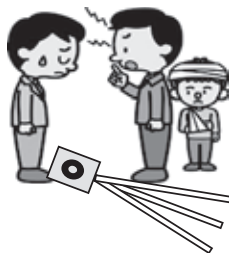
お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

測量中、測量機が転倒
し、付近にいた子供がけが
をした。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころんで
けがをし、通院した。



ポイント！

調査士に賠償責任が発生
しないケースでも見舞金の
対象となります。

*ただし、事前に保険会社の同
意が必要となります。



2015 年 4 月始期分より

被害者治療費用等補償特約をセット！

「被害者治療費用等補償特約」を新たに追加し補償内容が充実しました。

保険期間：平成 27 年 4 月 1 日から 1 年間

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

B14-103001 使用期限：2016 年 4 月 1 日

ADR 認定

土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「地識くん」



「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を10回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

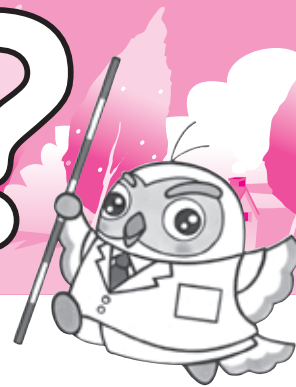
5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第10回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおりでした。

憲法：土井真一講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：馬橋隆紀講師／弁護士

民法：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

境界確定訴訟の実務：齊木敏文講師／岡山地方裁判所長

2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第11回特別研修の日程

1 基礎研修：平成28年2月5日（金）から7日（日）

2 グループ研修：平成28年2月8日（月）から3月10日（木）

3 集合研修：平成28年3月11日（金）、12日（土）

4 総合講義：平成28年3月13日（日）

5 考査：平成28年4月2日（土）



特別研修の受講体験者の声



東京会 瀧野隆央会員

(第10回特別研修再考査・平成26年度、第8回特別研修再受講・平成24年度、第1回特別研修受講・平成17年度)

私は、第1回土地家屋調査士特別研修を受講し、第10回特別研修における再考査で合格しました。

土地家屋調査士が弁護士と共同で境界紛争を解決する新しい制度。自身のスキルアップと業務の広がりにも希望を持って第1回特別研修に申し込んだのは平成17年だったと記憶しています。グループ研修は支部の仲間に隣接する支部会員を加えた5名。全員事務所が近かったので、仲間の事務所に集合して晩まで議論をしていました。そして集合研修を終えて、いよいよ考査。問題を見ると「こんな問題、研修でやったかな？」こう感じた私ほか2名は及第点に届かず落第でした。「来年こそは再考査で」と考えましたが、普段の忙しさに紛れ、一年延ばしにしているうちに平成24年の第8回受付。東京会の役員となっていた私に地元の副支部長から「人数が足りないから」との誘い。受講者数減少がいわれて久しく、グループを組むにも近傍の会員が揃わない状況でした。自身もいつかは受講しなければと思っていましたが、一度落第した身、「また落第したら恥ずかしい」と躊躇しつつ、それなりに「学習と経験」を積んでいるから、今度こそはと研修に臨みました。が、神様は意地が悪い。結果はグループ5人中唯一の落第。しかも前回考査の点数に届かない。今回のグループには土地家屋調査士試験に合格した他会員の補助者もいました。慰労会でメンバーは慰めてくれましたが、かなり凹（へこ）みました。それでも再考査を申し込み、翌々年試験会場に出向くと、やはり再考査というのは恥ずかしいものです。受付には知り合いの役員、「瀧野さん何しに来たの？」と笑顔で声をかけられるとなんとなく居心地が悪い。第8回の再考査は別室だったと記憶していましたが今年は同室、受験者は100人位でしたか。第1回開催は200人ほどだったような記憶でしたので受講者数減少傾向を肌で感じます。

これといった対策もせず「開き直り」の受験でしたが、なんとか及第点を獲得。やっと追いつけたと力が抜ける思いでした。

地籍問題研究会定例研究会において、草鹿晋一（京都産業大学）先生が、調査士がADRに関する制度を獲得し、これからも維持していくことの重要性について講演でお話していました。合格まで10年かかった身ですが、この制度は調査士の基本的なスキルとして多くの会員が認定をされるべきだと考えます。業務や会務を抱えていると、どうしても敬遠してしまう方が多いと思いますが、今後も多くの会員（役員も）が受講されることを期待します。

最後に、文書中「他会員の補助者」は現在、当事務所の補助者です。再考査が終わった頃、縁あって雇用となりましたが、結果通知が来るまでお互いこの話題に触れることはありませんでした。気まずかったですね（笑）。

広島会 佐藤秀樹会員（第9回特別研修受講・平成25年度）

私は、平成25年に土地家屋調査士登録をした若輩者ですが、この業界に長年お世話になっているおかげで諸先輩方とも親しくさせていただき、普段から業務について様々なアドバイスを頂いております。

その中で「民間紛争解決手続（ADR）代理関係業務というものは、今すぐ仕事には結びつかないかもしれないが、勉強していれば普段の業務の中で役立つから特別研修を受けてみたらどう？」とアドバイスを頂きました。私自身も境界トラブルを未然に防ぐために民法や民事訴訟法等の知識の修得は必要と感じていましたので、土地家屋調査士登録と同時に受講申込みの手続をしました。

しかしながら、この年の広島会の受講者は僅か3名（途中で1名抜けて最終的に2名）しかおらず不安で一杯でしたが、広島の地での受講も今年最後になるかもという事務局の方の説明は大きな発奮材料となりました。

それから、2か月余り研修が続いたわけですが、どの講義も内容が濃く、正直勉強が大変でした。特に私は、研修中に尿管結石になり受講も儘ならない状態でしたが、仲間や運営スタッフの先生方の温かい励ましのおかげで頑張ることができました。

また、グループ研修での起案書の作成は、誰一人馴染みのないものでしたので、どれが正解か分からず散々な出来でしたが、人数が少ない分「他会には負けられない」という強い気持ちが芽生え、より必死に学習に取り組みました。

私は、この受講のおかげで境界について多面的に考える意識が生まれ、「境界専門家」としてスキルアップできたものと感じています。

どうか迷っておられる方、一度挑戦してみられたらいかがでしょうか。

決して安い受講料でもなく、時間も拘束されますが、それ以上にここで得た知識はこれからの貴方の業務を助ける「防具」の一つとしてきっと役立つと思いますよ。

編集後記

月も雲間のなきは嫌にて候
—移ろいの不完全さのおもしろさ—

「土地家屋調査士の日」の啓発活動の一つ、各単位会主催の全国一斉無料相談会。連合会広報部では11会を取材し、本号において紹介しております。この時期の開催は対応に苦慮するとも伺いますが、主旨をご理解いただき、全国約130か所で開催となりました。期間を設けて全会員や支部長の事務所でも対応された会、開催周知広報に格段の力を入れてくださった会等、工夫を凝らした各会のご協力はたいへん有り難く感謝です。来年も全国の単位会で、さらなる意識の上に「7/31土地家屋調査士の日」を盛り上げていただけたらと、切に願います。

さて、秋は月が美しい季節です。旧暦七月は初秋、八月中秋、九月晩秋。もっとも美しいとされた中秋の望月に、^{すすき}芒と衣被^{きぬかぶり}ぎ(里芋の子を皮付きのまま茹でたもの)をお供えして感謝の心で手を合わせ、中秋の名月「芋名月」。この時期は台風シーズンで、秋の長雨の時期にもかかり「中秋の名月、十年に九年は見えず」と言われますが、今年9/27は全国的に晴れ、初めは青空に白い月、

日が沈み暮れた空に黄色い月、夜遅くには空高く銀色の月とお月見日和となりました。

晩秋は満月の二夜前の欠けた月、十三夜^{じゅうさんや}を愛でます。中秋名月の後なので「後の月」、栗や豆を供えるので「栗名月・豆名月」。お月見は神秘的な月への畏敬の気持ち、秋の収穫祭でした。「十三夜に曇りなし」と晴れることが多く、今年は10/25。

十三夜は日本独特の風情ある風習。『徒然草』では「花は盛りに 月は隈なきをのみ 見るものかは」とあり、茶の湯の始祖村田珠光は「月も雲間のなきは嫌にて候」と述べています。月は雲の絶え間にとときどき見えるのがよいので、くもりなく輝いている月は嫌だ、というのです。これが、中世に生まれた日本人の美意識。

春の月は朧、夏は涼しく見え、秋は澄む月、冬の月は冴えゆる。「月々に月見る月は多けれど 月見る月はこの月の月」(よみ人知らず)。今宵は、日頃の煩わしさから解放されて、ゆったりと夜空を見上げ、大切な人や友人、故郷に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社